



ハナ信用組合 ディスクロージャー誌

平成23年4月1日～平成24年3月31日

目 次

■はじめに

ごあいさつ	1
経営方針	1
組織図	1
主要な業務内容	2
総代会について	2
役員一覧	2

■概 況

事業概況	3
報酬体系について	3

■財務諸表

貸借対照表	4,5
損益計算書	6
剰余金処分計算書	6
財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	6
法定監査の状況	6

■経営諸指標

主要な経営指標の推移	7
資金運用勘定・調達勘定の平均残高等	7
業務粗利益・業務純益	8
有価証券評価損益	8
経費の内訳	8
役務取引の状況	8
その他業務収益の内訳	8
受取利息及び支払利息の増減	8
総資産利益率	8
総資金利鞘	8
役職員1人当り預金・貸出金	9
預貸率・預証率	9
1店舗当り預金・貸出金	9
組合員の推移	9

■預金業務・証券業務

預金科目別平均残高	9
定期預金種類別残高	9
有価証券種類別平均残高	9
預金者別預金残高	9
財形貯蓄残高	9

公共債窓口販売・公共債ディーリング実績	9
先物取引・オプション取引の時価情報	9
オフ・バランス取引の状況	9
金銭の信託・公共債引受額	9
デリバティブ等（外国為替を含む）商品	9
有価証券の種類別の残存期間別の残高	9

■融資業務

貸出金科目別平均残高	10
貸出金金利区分別残高	10
貸出金資金用途別残高	10
貸倒引当金の内訳	10
貸出金償却	10
貸出金担保別残高及び債務保証見返額	11
代理貸付残高の内訳	11
貸出金業種別残高・構成比	11
リスク管理債権の状況	12
金融再生法で定められた債権区分	12

■自己資本

自己資本の構成に関する事項	13
自己資本の充実度に関する事項	14

■リスク管理体制

信用リスクに関する事項	15,16
信用リスク削減手法に関する事項	17
銀行勘定における金利リスクに関する事項	17
派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	18
証券化エクスポージャーに関する事項	18
出資等エクスポージャーに関する事項	18
オペレーショナル・リスクに関する事項	18

■その他

法令等遵守体制	19
地域貢献	20
金融円滑化の取組み	21
手数料一覧	22
トピックス	23
商品案内	24
店舗一覧	25

ごあいさつ

ハナ信用組合は、本年12月30日をもって開業10周年を迎えることになります。

開業以来、組合員と地域の皆様のお役に立てるよう経営の健全性確保と基盤強化に努めて今日まで順調に営業を続けてまいりましたことは、ひとえに皆様の絶大なご支援の賜物と心から感謝申し上げます。

当組合では、開業10周年記念行事の一環として、海外旅行、スポーツ大会、記念式典等、様々な記念イベントを企画しておりますので、皆様方にご参加いただけましたら誠に幸甚に存じます。

この度、当組合の業況（平成23年度・第11期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

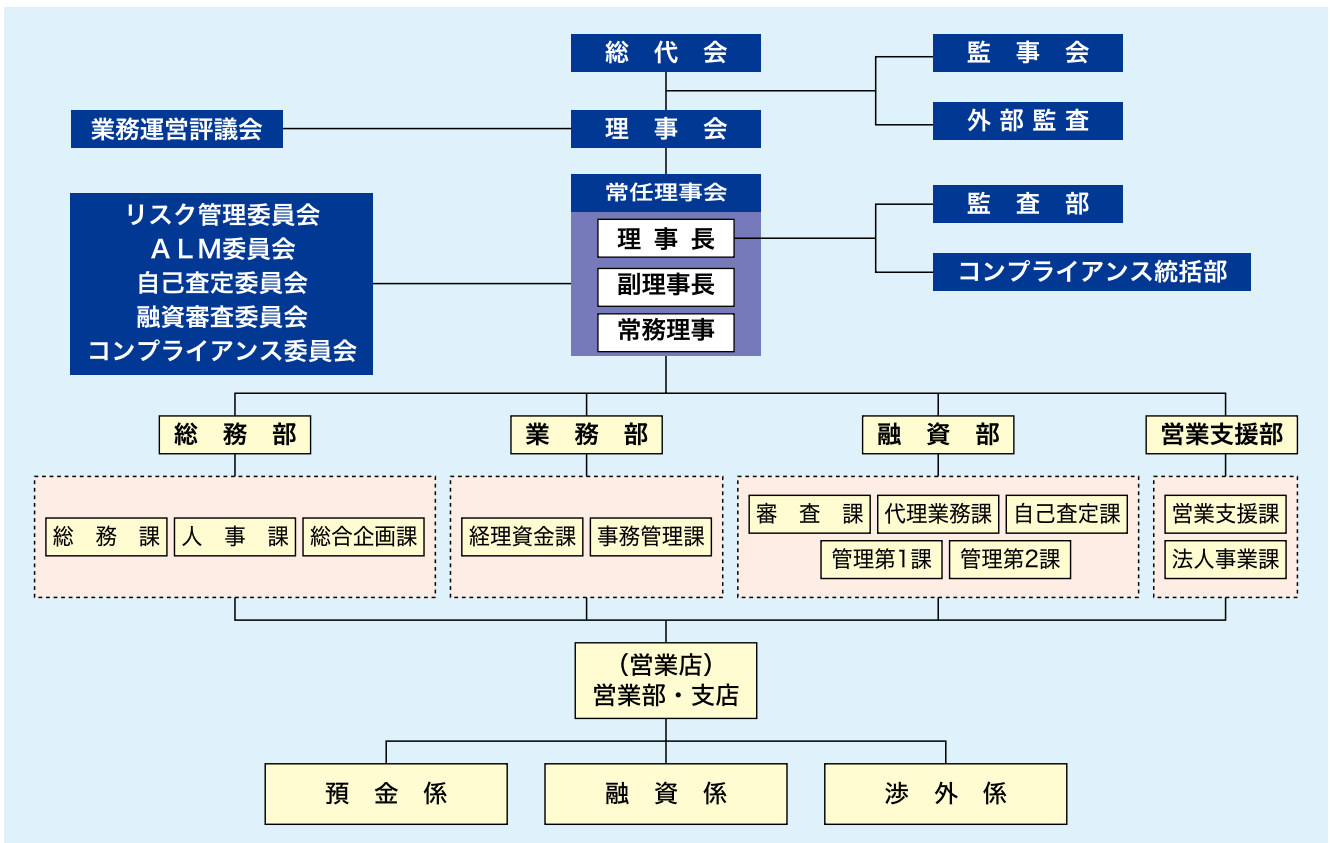
役職員一同、皆様方との信頼関係をより一層深め、お客様から愛され信頼される“マイバンク”をめざして邁進していく所存ですので、どうか今後とも、変わらぬご愛顧とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

ハナ信用組合 理事長 市川 弘

経営方針

1. 同胞および中小零細事業者への経済企業活動および生活向上に資するための相互扶助精神に基づく金融サービスに重点をおきます。
2. 同胞社会での金融コミュニティセンターとしての役割を果たし、地域密着型の民族金融機関として事業を発展させます。
3. 理事、役員（経営陣）は、組合員の総意を以って選出するとともに理事会の権限とその機能を強化します。
4. 外部監査制度を積極的に導入し、組合経営の健全性、透明性を確保し組合員から真の安心感と信頼を得るための情報開示（ディスクロージャー）を徹底します。
5. 民族金融機関としての使命と社会的責任を果たすため、業務の適切な運営（リスク管理）や社会のルール、法令遵守（コンプライアンス）を図るための体制強化に努めます。

組織図



主要な業務内容

◆預金業務
●当座預金 ●普通預金 ●無利息型普通預金（決済用預金） ●通知預金 ●納税準備預金 ●貯蓄預金 ●定期預金（スーパー定期・大口定期・期日指定定期・変動金利定期） ●定期積金 ●総合口座
◆融資業務
【個人ローン】 ●ハナライフローン（住宅・カーライフ・カード・教育・ライフサポート・リフォーム） 【事業者向け融資】 ●一般のご融資（割引手形・手形貸付・証書貸付・当座貸越） ●地方公共団体制度融資 ●在日本朝鮮商工会推薦融資 ●新規創業者支援ローン「ウンウォン」 【代理貸付】 ●全国信用協同組合連合会 ●日本政策金融公庫（国民生活事業・中小企業事業）
◆為替業務・サービス業務
●振込及び代金取立等 ●支払サービス（公共料金・クレジット代金・保険料等） ●自動受取サービス（各種年金・配当金等） ●キャッシュカード ●給料振込 ●貸金庫 ●インターネット・モバイルバンキング 等

総代会について

○総代会の仕組みと機能

当組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念にした協同組織金融機関であるため、すべての組合員が一人一票の議決権を持って、全組合員によって構成される総会を通じて当組合の経営に参加することが本来の姿ですが、当組合では組合員数が大変多く総会の開催が事実上不可能なため、総会に代えて総代会制度を採用しております。総代会は総会に代わる組合の最高意思決定機関であり、総会と同様に組合員一人一人の意思が組合経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きによって選出された総代により運営されております。

○総代の役割

総代は、組合の最高意思決定機関である総代会の構成員であり、実質的な組合員の代表として組合の最高意思決定に参加する重要な地位と役割を担っています。

○総代の任期とその選出方法

①総代の任期・定数について

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は105人以上125人以内です。（平成24年6月末現在の総代数112名）

②総代の選挙区

- ・当組合の本支店営業地区に応じて9地区の選挙区に分け、選挙区ごとの選挙すべき総代数が総代選挙規約に定められています。

③総代の選出方法

- ・当組合の総代選挙規約に基づき、各選挙区毎に選挙区に所属する組合員の中から公平な選挙によって選出されております。

○第11回通常総代会の報告

平成24年6月22日、第11回通常総代会が上野東天紅にて開催（写真）され、下記のとおり決議されました。

◇決議事項

- 第1号議案 第11期（平成23年4月1日～平成24年3月31日）
剰余金処分案の承認に関する件
- 第2号議案 第12期事業計画及び収支予算案の承認に関する件
- 第3号議案 組合員除名の承認に関する件
- 第4号議案 定款一部変更の承認に関する件
- 第5号議案 役員全員任期満了に伴う役員選出の承認に関する件



役員一覧

（2012年6月22日現在）

役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
理事長	市川 弘	理事	李 成裕	理事	吉 英介	理事	文章 弘
副理事長	金 鐘一	理事	金 文銓	理事	崔 洋鎮	理事	李 春熙
常務理事	中村 真次	理事	姜 正美	理事	尹 志守	常勤監事	熊谷 勝年
常務理事	全 徹	理事	権 瑛基	理事	梁 豊	監事	金 載英
理事	康 宗訓	理事	趙 正烈	理事	姜 基哲	監事	柳 長吉
理事	李 英銖	理事	呉 泰栄	理事	李 日東	監事	呉 圭哲

事業概況

【事業方針】

当組合は、組合員および取引者からの確固たる信頼を得るため、法令遵守に基づく内部管理体制を確立すると共に、継続的且つ積極的な不良債権の回収による健全経営の確立と収益確保の根幹である貸出金の増加による業容の拡大および取引基盤の拡充に取り組んでまいりました。また、民族金融機関の役割を十分に発揮できる組織力・営業力の強化を構築し、選ばれる金融機関を目指し、顧客ニーズへの迅速な対応と問題解決能力を備えた人材育成に努めてまいりました。

【金融経済環境】

2011（平成23）年度の日本経済は、東日本大震災による未曾有の大災害に見舞われ原発事故による被害が波及し、深刻な打撃を受けました。焼肉業界においては震災の影響に加え、いわゆる「ユッケ問題」と「セシウム牛問題」による2つのショックが経営に大きな影響を及ぼしました。

また、金融面においては、資金需要の低迷など依然として厳しい状況が続いており、欧州債務危機を背景とした海外経済の更なる下ぶれ、円高の進行や電力不足などから先行きは楽観できない状況にあります。

なお、復興需要を中心に景気の緩やかな回復が期待されるものの、中小企業の業況の先行きは引き続き不透明であり、「中小企業金融円滑化法」が1年再延長されるなど、組合員への一層の金融仲介機能の発揮が求められております。

【業績】

（預金）

2011（平成23）年度は、昨年度に続き「業容・基盤拡大3カ年チャレンジキャンペーン」の推進を継続し、「チャレンジ定期預金」などのキャンペーン商品が好評でありました。預金期末残高については、定期性預金の増加に伴い、前期末対比2,843百万円（2.46%）増加の118,200百万円となり、期中平均残高につきましても前期末対比3,315百万円（2.92%）と大幅に増加した116,727百万円となりました。

（貸出金）

貸出金については、東日本大震災と余震および福島原発による放射能問題等による事業の先行きへの不安から設備投資等の資金需要が低迷したことなどにより、期中平均残高は、85,043百万円と前期末対比978百万円減少しましたが、期末残高は、86,371百万円となり、前期末対比833百万円増加しました。

（損益）

損益の状況としましては、貸出金の減少による利息収入の減少と預金増加により支払利息が増加しましたが、経費の削減や不良債権の回収に積極的に取り組んだ結果、経常利益は、357百万円（前期対比153百万円増加）となり、法人税等を控除した当期純利益は、121百万円（前期対比50百万円減少）となりました。

【事業の展望及び課題】

2012（平成24）年度は、「組合開業10周年」を迎える節目の年であり、民族金融機関としてその使命と社会的責任を果たすためには、地域社会への貢献および金融仲介機能を発揮し、更なる健全経営に向け継続して邁進して行かなければなりません。当組合は、収益確保の根源である貸出金の増加による強固な経営基盤の確保と継続的且つ積極的な不良債権の削減および法令遵守に基づく内部管理体制の強化による健全経営の確立ならびに経営の効率化、営業力の強化による経営力・組織力の強化に取組み、一層の経営の健全性の維持・向上に努めて参ります。

報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行等の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事4名、監事1名です。

注3. 上記以外に支払った役員賞与金及び役員慰労金はございません。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

対象役員の基本報酬につきましては、総代会において、支払総額の最高限度額を決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、対象役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定手段 b. 決定時期と支払い時期

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受け取る者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成23年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注. 「同額」は、平成23年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

(2) 役員に対する報酬（単位：百万円）

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	43	50
監事	8	10
合計	52	60

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度	科 目	平成22年度	平成23年度
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	4,029,338	2,808,744	預 金 積 金	115,357,300	118,200,970
預 け 金	32,269,641	35,746,022	当 座 預 金	3,583,534	4,748,214
有 価 証 券	201,900	201,900	普 通 預 金	27,890,041	26,782,918
株 式	201,900	201,900	貯 蓄 預 金	41,809	44,305
貸 出 金	85,538,351	86,371,819	通 知 預 金	15,095	100
割 引 手 形	109,997	80,433	定 期 預 金	72,135,335	74,821,907
手 形 貸 付	6,055,779	5,472,303	定 期 積 金	11,561,329	11,675,608
証 書 貸 付	78,922,410	80,407,152	そ の 他 の 預 金	130,153	127,915
当 座 貸 越	450,164	411,930	そ の 他 負 債	1,172,862	1,088,400
そ の 他 資 産	726,921	763,066	未 決 済 為 替 借	26,246	37,278
未 決 済 為 替 貸	8,375	13,511	未 払 費 用	547,523	546,331
全 信 組 連 出 資 金	499,700	499,700	給 付 補 て ん 備 金	33,510	33,728
前 払 費 用	14,599	14,056	未 払 法 人 税 等	44,881	189,237
未 収 収 益	93,023	128,575	前 受 収 益	125,689	89,001
そ の 他 の 資 産	111,223	107,223	払 戻 未 済 金	339,326	102,614
有 形 固 定 資 産	6,195,700	6,107,496	資 産 除 去 債 務	6,179	6,256
建 物	1,397,229	1,328,202	そ の 他 の 負 債	49,505	83,952
土 地	4,689,774	4,689,774	賞 与 引 当 金	80,966	79,450
建 設 仮 勘 定	-	-	退 職 給 付 引 当 金	582,758	641,285
その他の有形固定資産	108,697	89,520	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	25,650	29,255
無 形 固 定 資 産	90,818	85,738	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,703	1,594
ソ フ ト ウ ェ ア	19,918	14,992	そ の 他 の 引 当 金	802	1,550
その他の無形固定資産	70,899	70,745	債 務 保 証	8,883,093	7,426,907
繰 延 税 金 資 産	203,193	160,471	負 債 の 部 合 計	126,105,138	127,469,414
債 務 保 証 見 返	8,883,093	7,426,907	(純資産の部)		
貸 倒 引 当 金	△ 5,418,001	△ 5,515,227	出 資 金	3,353,714	3,340,685
(うち個別貸倒引当金)	△ 4,556,359	△ 4,835,962	普 通 出 資 金	3,353,714	3,340,685
			利 益 剰 余 金	3,262,105	3,346,841
			利 益 準 備 金	560,000	610,000
			そ の 他 利 益 剰 余 金	2,702,105	2,736,841
			特 別 積 立 金	2,230,000	2,230,000
			当 期 未 処 分 剰 余 金	472,105	506,841
			組 合 員 勘 定 合 計	6,615,819	6,687,526
			純 資 産 の 部 合 計	6,615,819	6,687,526
資 産 の 部 合 計	132,720,957	134,156,940	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	132,720,957	134,156,940

(注)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 11年～38年
その他 2年～21年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、この引当金は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第37条第2項第1号に規定する引当金であります。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
- 信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額をその引当金として計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引(又は売買取引)に準じた会計処理によっております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 6,256百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 913百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は604百万円、延滞債権額は7,851百万円であり、なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事

由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

16. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は4百万円であります。
なお3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

17. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,049百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,510百万円であります。
なお、15から18に掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機の一部及び周辺機器、営業用車両についてはリース契約により使用しております。

20. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付代替手形の額面金額は、80百万円であります。

21. 担保に提供している資産は次のとおりです。

担保に提供している資産	土地	4,458百万円	（帳簿価額）
	建物	1,151百万円	（帳簿価額）
	計	5,609百万円	（帳簿価額）（設定額2,830百万円）

担保資産に対応する債務 一百万円

上記は全国信用協同組合連合会へ担保提供しております。

上記のほか、公金取扱い、為替取引、全国信用組合保障基金、手形交換所取引のため預け金6,121百万円及びその他の資産7百万円を担保提供しております。

22. 出資1口当たりの純資産額は2,001円84銭です。

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は株式であり、事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、融資関連諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会やリスク管理委員会および常任理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

② 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、流動性リスク管理規程に従い支払準備資産を適切に管理するなどによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	35,746	35,751	5
(2) 貸出金(*1)	86,371		
貸倒引当金(*2)	△5,515		
	80,856	82,507	1,650
金融資産計	116,602	118,258	1,656
(1) 預金積金	118,200	119,050	849
金融負債計	118,200	119,050	849

(*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

〈注1〉金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在

価額を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6カ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（LIBOR, SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（LIBOR, SWAP等）で割り引いた価格を時価とみなしております。

〈注2〉時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	201
組合出資金(*2)	499
合 計	701

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金（全信組連出資金）のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的に区分した債券はありません。

(3) その他有価証券の時価のあるものはありません。

26. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,220百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取り消し可能なものは1,220百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付されております。また、契約時において必要に応じて預金・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	1,464百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	189
賞与引当金損金算入限度超過額	23
減損損失否認	21
未払事業税有税額	10
役員退職慰労引当額	8
繰延消費税損金算入限度超過額	2
その他	14
繰延税金資産小計	1,735
評価性引当額	1,574
繰延税金資産合計	161
繰延税金負債	
資産除去債務	0
繰延税金負債合計	0
繰延税金資産の純額	160百万円

（追加情報）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の31.1%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については29.5%となります。この税率変更により、繰延税金資産は8百万円減少（繰延税金負債は0百万円減少）し、法人税等調整額は8百万円増加しております。

29. 追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
経 常 収 益	3,650,160	3,627,335
資 金 運 用 収 益	3,450,792	3,403,037
貸 出 金 利 息	3,353,559	3,313,760
預 け 金 利 息	71,622	63,565
有 価 証 券 利 息 配 当 金	5,623	5,723
そ の 他 の 受 入 利 息	19,988	19,988
役 務 取 引 等 収 益	183,780	163,353
受 入 為 替 手 数 料	51,967	49,368
そ の 他 の 役 務 収 益	131,813	113,984
そ の 他 業 務 収 益	2,549	1,912
そ の 他 の 業 務 収 益	2,549	1,912
そ の 他 経 常 収 益	13,036	59,031
償 却 債 権 取 立 益	-	50
そ の 他 の 経 常 収 益	13,036	58,981
経 常 費 用	3,445,623	3,269,390
資 金 調 達 費 用	522,309	538,096
預 金 利 息	495,127	517,557
給 付 補 て ん 備 金 繰 入 額	27,181	20,539
役 務 取 引 等 費 用	68,036	67,699
支 払 為 替 手 数 料	38,160	38,185
そ の 他 の 役 務 費 用	29,876	29,514
そ の 他 業 務 費 用	179	23
そ の 他 の 業 務 費 用	179	23
経 費	2,370,036	2,355,882
人 件 費	1,485,985	1,506,528
物 件 費	786,228	754,812
税 金	97,822	94,540
そ の 他 経 常 費 用	485,060	307,688
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	473,497	290,753
貸 出 金 償 却	1,098	972
そ の 他 の 経 常 費 用	10,465	15,963
経 常 利 益	204,537	357,944
特 別 利 益	1,873	1,160
固 定 資 産 処 分 益	-	-
償 却 債 権 取 立 益	110	-
そ の 他 の 特 別 利 益	1,763	1,160
特 別 損 失	3,622	805
固 定 資 産 処 分 損	717	805
減 損 損 失	-	-
そ の 他 の 特 別 損 失	2,905	-
税 引 前 当 期 純 利 益	202,788	358,299
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	50,003	194,379
法 人 税 等 調 整 額	△ 19,106	42,722
法 人 税 等 合 計	30,896	237,102
当 期 純 利 益	171,891	121,197
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	300,214	385,643
当 期 未 処 分 剰 余 金	472,105	506,841

注1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
 なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

- 出資1口当たりの当期純利益 35円83銭
- その他の経常費用には、不良債権売却損10百万円を含んでいます。

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	平成22年度	平成23年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	472,105,670	506,841,207
前 期 繰 越 金	300,214,413	385,643,801
当 期 純 利 益 金	171,891,257	121,197,406
剰 余 金 処 分 額	86,461,869	93,562,187
出 資 に 対 す る 配 当 金	36,461,869	33,562,187
(年1%の割合)	(年1%の割合)	(年1%の割合)
利 益 準 備 金	50,000,000	60,000,000
特 別 積 立 金	-	-
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	385,643,801	413,279,020

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成24年6月22日

ハナ信用組合

理 事 長

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、「貸借対照表」、「損益計算書」、「剰余金処分計算書」及び「附属明細書」につきましては、会計監査人である「監査法人アイリス」の監査を受けております。

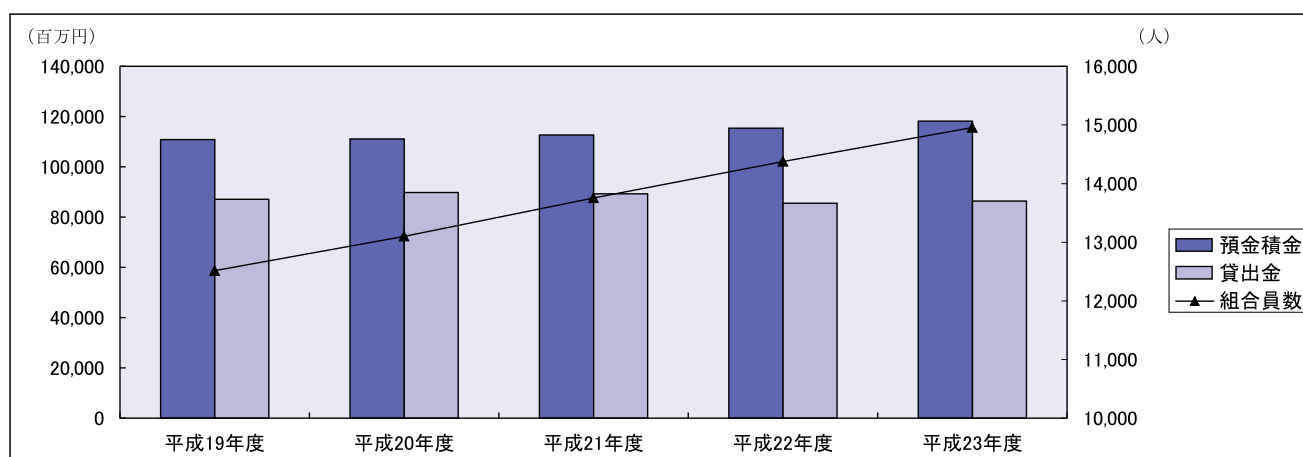
主要な経営指標の推移

(単位：人、口、千円)

項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
経常収益	3,939,784	3,816,731	3,771,340	3,650,160	3,627,335
経常利益	380,554	△ 617,593	399,506	204,537	357,944
当期純利益	64,242	△ 693,045	270,730	171,891	121,197
出資金総額	3,963,917	3,798,289	3,646,046	3,353,714	3,340,685
出資総口数	3,963,917	3,798,289	3,646,046	3,353,714	3,340,685
純資産額	7,580,057	6,674,884	6,793,372	6,615,819	6,687,526
総資産額	133,270,317	130,634,666	131,007,369	132,720,957	134,156,940
預金積金残高	110,877,819	111,078,240	112,656,835	115,357,300	118,200,970
貸出金残高	87,093,439	89,819,973	89,292,349	85,538,351	86,371,819
有価証券残高	14,450	201,900	201,900	201,900	201,900
自己資本比率(単体)	8.64%	7.81%	7.95%	7.91%	7.88%
出資に対する配当金	46,499	-	57,112	36,461	33,562
職員数	251	220	224	219	218

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 自己資本比率(単体)は平成18年金融庁告示第22号により算出しております。



資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：千円)

科目	平成22年度			平成23年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	117,124,465	3,450,792	2.94%	120,180,116	3,403,037	2.83%
貸出金	86,021,593	3,353,559	3.89%	85,043,542	3,313,760	3.89%
預け金(無利息分を除く)	30,401,271	71,622	0.23%	34,434,974	63,565	0.18%
有価証券	201,900	5,623	2.78%	201,900	5,723	2.83%
その他	499,700	19,988	4.00%	499,700	19,988	4.00%
資金調達勘定	113,412,447	522,309	0.46%	116,727,447	538,096	0.46%
預金積金	113,412,447	522,309	0.46%	116,727,447	538,096	0.46%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成22年度 409百万円、平成23年335百万円)を控除して表示しております。

業務粗利益・業務純益

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
資金運用収支	2,928,483	2,864,940
資金運用収益	3,450,792	3,403,037
資金調達費用	522,309	538,096
役務取引等収支	115,744	95,654
役務取引等収益	183,780	163,353
役務取引等費用	68,036	67,699
その他業務収支	2,370	1,888
その他業務収益	2,549	1,912
その他業務費用	179	23
業務粗利益	3,046,597	2,962,483
業務粗利益率	2.60%	2.46%
業務純益	583,427	788,979

(注)
$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

業務純益は、「資金運用収支」、「役務取引収支」、「その他業務収支」を合計した「業務粗利益」から「一般貸倒引当金繰入額」及び「経費」を控除した計数です。

役務取引の状況

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
役務取引等収益	183,780	163,353
受入為替手数料	51,967	49,368
その他の受入手数料	131,813	113,984
その他の役務取引等収益	—	—
役務取引等費用	68,036	67,699
支払為替手数料	38,160	38,185
その他の支払手数料	10,743	10,811
その他の役務取引等費用	19,133	18,702

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	2,549	1,912
合 計	2,549	1,912

有価証券評価損益

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
取得価額(契約価額)(A)	201,900	201,900
時 価 (B)	201,900	201,900
評 価 損 益 (B)-(A)	0	0

(注) 時価は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会：平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。
なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
受取利息の増減	△102,835	△47,755
支払利息の増減	49,667	15,787

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
人件費	1,485,985	1,506,528
報酬給料手当	1,236,935	1,247,591
退職給付費用	67,516	71,182
その他	181,532	187,755
物件費	786,228	754,812
事務費	277,217	270,628
固定資産費	180,198	164,236
事業費	62,050	64,942
人事厚生費	48,168	39,650
減価償却費	123,483	118,447
その他	95,111	96,907
税金	97,822	94,540
経 費 合 計	2,370,036	2,355,882

総資産利益率

項 目	平成22年度	平成23年度
総資産経常利益率	0.16%	0.28%
総資産当期純利益率	0.14%	0.09%

(注) 総資産経常(当期純)利益率

$$= \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$$

総資金利鞘

項 目	平成22年度	平成23年度
資金運用利回り(A)	2.94%	2.83%
資金調達原価率(B)	2.55%	2.47%
総資金利鞘(A)-(B)	0.39%	0.36%

役員1人当り預金・貸出金

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度
役員1人当り預金	514,987	530,049
役員1人当り貸出金	381,867	387,317

1店舗当り預金・貸出金

(単位：千円)

項目	平成22年度	平成23年度
1店舗当り預金	6,071,436	6,221,103
1店舗当り貸出金	4,502,018	4,545,885

預貸率・預証率

項目	平成22年度	平成23年度
預貸率 (期末)	74.15%	73.07%
(期中平均)	75.84%	72.85%
預証率 (期末)	0.17%	0.17%
(期中平均)	0.17%	0.17%

組合員の推移

(単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度
個人	12,335	12,858
法人	2,042	2,098
合計	14,377	14,956

預金業務・証券業務

預金科目別平均残高

(単位：百万円)

区分	平成22年度		平成23年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	31,306	27.60%	31,316	26.82%
定期性預金	82,106	72.39%	85,411	73.17%
(うち定期積金)	(11,363)	(10.01%)	(11,870)	(10.16%)
譲渡性預金	-	0.00%	-	0.00%
その他の預金	-	0.00%	-	0.00%
合計	113,412	100.00%	116,727	100.00%

預金者別預金残高

(単位：百万円)

区分	平成22年度		平成23年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	82,827	71.80%	84,220	71.25%
法人	32,529	28.19%	33,980	28.74%
一般法人	32,466	28.14%	33,971	28.74%
金融機関	55	0.04%	6	0.00%
公金	7	0.00%	2	0.00%
合計	115,357	100.00%	118,200	100.00%

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区分	平成22年度	平成23年度
固定金利定期預金	72,128	74,814
変動金利定期預金	7	7
その他の定期預金	-	-
合計	72,135	74,821

有価証券種類別平均残高

(単位：千円)

区分	平成22年度		平成23年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	-	0.00%	-	0.00%
地方債	-	0.00%	-	0.00%
短期社債	-	0.00%	-	0.00%
社債	-	0.00%	-	0.00%
株式	201,900	100.00%	201,900	100.00%
外国証券	-	0.00%	-	0.00%
その他の証券	-	0.00%	-	0.00%
合計	201,900	100.00%	201,900	100.00%

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

財形貯蓄残高

該当ありません。

公共債窓口販売・公共債ディーリング実績

該当ありません。

先物取引・オプション取引の時価情報

該当ありません。

オフ・バランス取引の状況

該当ありません。

金銭の信託・公共債引受額

該当ありません。

デリバティブ等(外国為替を含む)商品

該当ありません。

有価証券の種類別の残存期間別の残高

該当ありません。

貸出金科目別平均残高

(単位：千円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割 引 手 形	96,520	0.11%	90,193	0.11%
手 形 貸 付	5,179,856	6.02%	6,340,332	7.46%
証 書 貸 付	80,254,038	93.30%	78,055,754	91.78%
当 座 貸 越	491,178	0.57%	557,261	0.66%
合 計	86,021,593	100.00%	85,043,542	100.00%

貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
固 定 金 利 貸 出	31,085,668	36.34%	28,314,071	32.78%
変 動 金 利 貸 出	54,452,683	63.66%	58,057,748	67.22%
合 計	85,538,351	100.00%	86,371,819	100.00%

貸出金資金使途別残高

(単位：千円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
運 転 資 金	29,921,284	35.17%	32,326,380	37.61%
設 備 資 金	49,375,578	58.03%	48,093,258	55.95%
消 費 資 金	5,791,323	6.81%	5,540,249	6.45%
合 計	85,088,187	100.00%	85,959,889	100.00%

(注) 当座貸越を除く

貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	861,642	93,203	679,265	△ 182,377
個 別 貸 倒 引 当 金	4,556,359	△ 530,647	4,835,962	279,603
合 計	5,418,001	△ 437,444	5,515,227	97,226

貸出金償却

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度
貸 出 金 償 却	1,098	972

貸出金担保別残高及び債務保証見返額

(単位：千円)

区 分	平成22年度			平成23年度		
	残 高	構成比	債務保証見返額	残 高	構成比	債務保証見返額
預 金・積 金	12,457,523	14.56%	463,450	11,113,188	12.87%	294,721
有 価 証 券	-	0.00%	-	-	0.00%	-
動 産	-	0.00%	-	-	0.00%	-
不 動 産	49,758,202	58.17%	6,763,300	51,729,275	59.89%	5,711,793
そ の 他	-	0.00%	-	-	0.00%	-
小 計	62,215,726	72.73%	7,226,751	62,842,464	72.76%	6,006,515
信用保証協会・信用保険	495,784	0.58%	10,154	569,519	0.66%	8,765
保 証	11,951,909	13.97%	347,892	11,319,851	13.11%	317,151
信 用	10,874,931	12.71%	1,298,295	11,639,985	13.48%	1,094,475
合 計	85,538,351	100.00%	8,883,093	86,371,819	100.00%	7,426,907

(注) 1件の貸出に2種類以上の担保がある場合は、換価しやすい順に担保価格により按分して記載しております。

代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
全国信用協同組合連合会	8,096,709	85.82%	6,787,319	86.08%
商工組合中央金庫	258,834	2.74%	194,940	2.47%
日本政策金融公庫(中小企業事業)	324,289	3.44%	264,942	3.36%
日本政策金融公庫(国民生活事業)	417,234	4.42%	363,031	4.60%
住宅金融支援機構	337,470	3.58%	274,784	3.48%
独立行政法人福祉医療機構	-	0.00%	-	0.00%
その他の公庫・機構	-	0.00%	-	0.00%
合 計	9,434,536	100.00%	7,885,018	100.00%

貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
製 造 業	1,019,135	1.19%	827,311	0.96%
農 業、林 業	-	0.00%	-	0.00%
漁 業	-	0.00%	-	0.00%
鉱業、採石業、砂利採取業	8,422	0.00%	2,712	0.00%
建 設 業	819,834	0.96%	655,432	0.76%
電気・ガス・熱供給・水道業	11,270	0.01%	2,620	0.00%
情 報 通 信 業	357,712	0.42%	318,726	0.37%
運 輸 業、郵 便 業	125,783	0.15%	40,154	0.05%
卸 売 業、小 売 業	4,519,450	5.28%	3,114,278	3.61%
金 融 業、保 険 業	4,034,328	4.72%	2,584,455	2.99%
不 動 産 業	21,451,692	25.08%	23,411,760	27.11%
物 品 賃 貸 業	2,885	0.00%	4,586	0.01%
学術研究、専門・技術サービス業	38,156	0.04%	25,013	0.03%
宿 泊 業	3,159,988	3.69%	3,646,434	4.22%
飲 食 業	3,603,466	4.21%	2,630,562	3.05%
生活関連サービス業、娯楽業	36,205,544	42.33%	38,001,570	44.00%
教 育、学 習 支 援 業	1,401,050	1.64%	826,914	0.96%
医 療、福 祉	481,618	0.56%	397,682	0.46%
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	2,257,480	2.64%	2,171,626	2.51%
そ の 他 の 産 業	563,108	0.66%	429,860	0.50%
小 計	80,060,930	93.60%	79,091,704	91.57%
地 方 公 共 団 体	-	0.00%	-	0.00%
雇 用・能 力 開 発 機 構 等	-	0.00%	-	0.00%
個人(住宅・消費・納税資金等)	5,477,421	6.40%	7,280,115	8.43%
合 計	85,538,351	100.00%	86,371,819	100.00%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	残 高 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) ((B)+(C))/(A)	
破綻先債権	平成22年度	713	137	575	100.00%
	平成23年度	604	103	500	100.00%
延滞債権	平成22年度	7,098	2,964	3,949	97.40%
	平成23年度	7,851	3,457	4,246	98.12%
3ヵ月以上延滞債権	平成22年度	86	65	14	92.09%
	平成23年度	4	3	1	95.87%
貸出条件緩和債権	平成22年度	2,339	1,195	391	67.83%
	平成23年度	1,049	470	242	67.90%
合 計	平成22年度	10,238	4,363	4,931	90.78%
	平成23年度	9,510	4,034	4,990	94.91%

(注)

- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、ロ、民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、ハ、破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、ニ、会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- 「延滞債権」とは、上記1および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
- 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（上記1及び2を除く）です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1～3を除く）です。
- 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- 「保全率（B+C）／（A）」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法で定められた債権区分

(単位：百万円)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/((A)-(B))	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成22年度	4,557	1,679	2,877	4,557	100.00%	100.00%
	平成23年度	4,771	1,768	3,002	4,771	100.00%	100.00%
危険債権	平成22年度	3,514	1,649	1,678	3,327	94.69%	90.00%
	平成23年度	4,038	2,000	1,833	3,834	94.95%	90.00%
要管理債権	平成22年度	2,426	1,260	406	1,666	68.70%	34.85%
	平成23年度	1,054	474	243	717	68.03%	41.92%
不良債権計	平成22年度	10,498	4,589	4,962	9,552	90.99%	83.99%
	平成23年度	9,863	4,243	5,079	9,323	94.52%	90.38%
正常債権	平成22年度	83,993					
	平成23年度	84,048					
合 計	平成22年度	94,491					
	平成23年度	93,912					

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
- 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
- 金額は決算後（償却後）の計数です。

自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度	項 目	平成22年度	平成23年度
(自 己 資 本)			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
出 資 金	3,353,714	3,340,685	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
非累積的永久優先出資	—	—	期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—	—
優先出資申込証拠金	—	—	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
資本準備金	—	—			
その他資本剰余金	—	—	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つOストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	—	—
利益準備金	610,000	670,000			
特別積立金	2,230,000	2,230,000	控除項目不算入額(△)	—	—
繰越金(当期末残高)	385,643	413,279	控除項目計(D)	—	—
その他	—	—	自己資本額(C) - (D) (E)	7,143,795	7,226,853
自己優先出資(△)	—	—	(リスク・アセット等)		
自己優先出資申込証拠金	—	—	資産(オン・バランス)項目	78,159,105	80,924,677
その他有価証券の評価差損(△)	—	—	オフ・バランス取引等項目	6,205,968	4,989,210
営業権相当額(△)	—	—	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	5,944,891	5,748,477
のれん相当額(△)	—	—	リスク・アセット等計(F)	90,309,965	91,662,364
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—			
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額(△)	—	—			
基本的項目(A)	6,579,357	6,653,964			
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—			
一般貸倒引当金	861,642	679,265			
負債性資本調達手段等	—	—			
負債性資本調達手段	—	—			
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—			
補完的項目不算入額(△)	297,205	106,375			
補完的項目(B)	564,437	572,889	T i e r I 比率(A/F)	7.28%	7.25%
自己資本総額(A)+(B)(C)	7,143,795	7,226,853	自 己 資 本 比 率(E/F)	7.91%	7.88%

(注) 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

◇自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目(Tier I)と補完的項目(Tier II)で構成されています。

自己資本額のうち、当組合が内部留保として積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

自己資本の充実度に関する事項

◇自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当組合は、これまで、内部留保による資本の積上げを行うことにより自己資本を充実させ、国内基準の4%を上回っており、経営の健全性、安全性を充分保っていると評価しております。

なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位:百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	84,365	3,374	85,913	3,436
(1)標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	84,365	3,374	85,913	3,436
① ソブリン向け	-	-	-	-
② 金融機関向け	6,559	262	7,256	290
③ 法人等向け	40,574	1,622	42,674	1,706
④ 中小企業等向け及び個人向け	6,950	278	6,085	243
⑤ 抵当権付住宅ローン	1,823	72	1,777	71
⑥ 不動産取得等事業向け	14,421	576	14,325	573
⑦ 3ヵ月以上延滞等	2,371	94	2,292	91
⑧ 取立未済手形	1	0	2	0
⑨ 上記以外	11,663	466	11,499	459
(2)証券化エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	5,944	237	5,748	229
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	90,309	3,612	91,662	3,666

(注)

1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、日本国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「上記以外」とは、①～⑧に区分されないエクスポージャーです。具体的には、固定資産、繰延税金資産、その他の資産等が含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務内容の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念・指針・規範等を明示した「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」並びに「融資規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

当組合は、ポートフォリオ管理として、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門をお互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。

営業店での審査、本部審査部門での審査の他に、大口融資に応じて常勤理事等で構成される融資審査委員会においても合議するなど、相互牽制機能を持たせた厳正な審査態勢を構築しています。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果を監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

◇リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当ありません。

◇エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

該当ありません。

<信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
製 造 業	940	854	940	854	-	-	-	-	279	277
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	9	2	9	2	-	-	-	-	-	-
建 設 業	684	663	683	661	-	-	-	-	180	113
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2	3	2	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	363	319	362	318	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	84	50	83	50	-	-	-	-	23	-
卸 売 業、小 売 業	5,595	3,200	5,590	3,196	-	-	-	-	190	55
金 融 業、保 険 業	37,322	39,287	4,329	2,803	-	-	-	-	3	3
不 動 産 業	22,166	24,279	22,143	24,247	-	-	-	-	599	837
物 品 賃 貸 業	1	4	1	4	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	25	-	25	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	3,193	3,748	3,192	3,745	-	-	-	-	78	66
飲 食 業	1,963	2,850	1,961	2,846	-	-	-	-	21	68
生活関連サービス業、娯楽業	33,046	38,621	33,026	38,570	-	-	-	-	3,805	4,314
教育、学習支援業	1,367	827	1,367	826	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	299	444	299	443	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	6,163	2,209	6,142	2,206	-	-	-	-	232	34
その他の産業	114	446	114	446	-	-	-	-	-	6
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	14,178	12,555	14,168	12,543	-	-	-	-	684	516
そ の 他	10,640	9,278	-	-	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	138,138	139,672	94,421	93,798	-	-	-	-	6,100	6,292
1 年 以 下	41,350	44,801	13,875	11,410	-	-	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	13,756	12,645	9,256	10,645	-	-	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	11,652	10,014	11,652	10,014	-	-	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	8,467	11,229	8,467	11,229	-	-	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	21,545	21,189	21,545	21,189	-	-	-	-	-	-
10 年 超	27,019	26,395	27,019	26,395	-	-	-	-	-	-
期間の定めのないもの	3,705	4,133	2,603	2,914	-	-	-	-	-	-
そ の 他	10,640	9,264	-	0	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	138,138	139,672	94,421	93,798	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、固定資産、繰延税金資産、その他の資産等が含まれます。
 4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

<業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等>

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		平成22年度	平成23年度
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度		
製 造 業	212	207	207	220	212	207	207	220	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	217	197	197	131	217	197	197	131	0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	24	31	31	-	24	31	31	-	-	-
卸 売 業、小 売 業	149	109	109	50	149	109	109	50	0	-
金 融 業、保 険 業	106	-	-	3	106	-	-	3	-	-
不 動 産 業	418	412	412	613	418	412	412	613	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	-	-	-	31	-	-	-	31	-	-
飲 食 業	35	19	19	76	35	19	19	76	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	3,462	3,182	3,182	3,455	3,462	3,182	3,182	3,455	0	0
教 育、学 習 支 援 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	217	206	206	39	217	206	206	39	-	0
その他の産業	6	6	6	9	6	6	6	9	-	-
国・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	236	182	182	203	236	182	182	203	0	0
合 計	5,087	4,556	4,556	4,835	5,087	4,556	4,556	4,835	1	0

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

<リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等>

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成22年度		平成23年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0	-	17,314	-	14,541
10	-	251	-	372
20	-	32,304	-	35,793
35	-	5,209	-	5,079
50	-	3,917	-	4,257
75	-	9,400	-	8,283
100	-	69,209	-	70,638
150	-	530	-	707
350	-	-	-	-
自己資本控除	-	-	-	-
合 計	-	138,138	-	139,672

(注) エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

<一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額>

P.10をご参照ください。

信用リスク削減手法に関する事項

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減方法とは、組合が抱える信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。

当組合では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。

与信判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めています。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産担保等、保証には、人的保証、信用保証協会保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「融資規程」等により適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺をする場合がありますが、組合が定めた規程や各種約定書等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

<信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー>

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	13,096	11,581	-	-	-	-	-	-
① ソブリン向け	-	-	-	-	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け	7,508	6,717	-	-	-	-	-	-
④ 中小企業等向け及び個人向け	1,888	1,690	-	-	-	-	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン	79	62	-	-	-	-	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け	2,396	2,270	-	-	-	-	-	-
⑦ 3ヵ月以上延滞等	61	65	-	-	-	-	-	-
⑧ 上記以外	1,162	775	-	-	-	-	-	-

(注) 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク(BPV)の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益の影響度など、ALMシステムにより定期的に計測を行い、ALM委員会で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

◇内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

当組合は、信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムを用いて以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法：金利更改ラダー表を使用したその他計算方式（再評価法）

・コア預金

対 象：流動性預金（金利の付かないものを除く）

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年間の最大流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限とする。

満 期：5年以内（平均2.5年）

・金利感応資産：預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅：100BP(ベース・ポイント)の平行移動

・リスク測定の頻度：月次（前月末基準）

<金利ショックに対する損益・経済価値の増減額>

(単位:百万円)

	金利リスク	
	平成22年度	平成23年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	0	0

(注) 標準的金利ショック（上下200BPの平行移動）による経済的価値の増減額は 0百万円となっております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

出資金及び有価証券については、当組合と業務上関連のあるものを保有しており、上場株式・債券等による有価証券運用は行っておりません。

保有する株式等については、「自己査定基準」に基づき定期的に査定・評価のうえ自己査定委員会において正確に査定し、経営陣へ報告する態勢になっています。また、リスクの状況は財務諸表や当組合との取引関係に基づき評価しています。

(単位:百万円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	701	—	701	—
合 計	701	—	701	—

(注) 上記の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく時価はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上可能な限り回避すべきリスクであり、当組合では「オペレーショナル・リスク管理方針」等を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクを一元的に管理し、総合的にリスクを特定、評価することにより当組合の損失を最小限とするよう努めています。

事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、「事務取扱要領」等の整備、その遵守を心がけることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」等に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、点検確認等を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重視した管理態勢の整備に努めております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理委員会等におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告する態勢を整備しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

法令等遵守体制

当組合では、民族金融機関としての使命と社会的責任を果たすため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題の一つとして位置づけており、法令やルール等を厳格に遵守し社会規範に反することのないよう誠実かつ公正な組合事業の推進に努めております。

当組合は、理事会承認のもとコンプライアンスの整備・確立のため「コンプライアンス基本方針」を定めております。

当組合のコンプライアンス体制は、理事会、常任理事会、コンプライアンス委員会を中心とし、理事長直轄のコンプライアンス統括部がコンプライアンス推進について統括しております。理事長は、各部店長をコンプライアンス管理責任者に任命し、各本店においてコンプライアンス管理責任者を中心として、コンプライアンスの推進に取り組んでおります。

2012（平成24）年度は、「2012年度コンプライアンス・プログラム」に則り引き続きコンプライアンス定着に向け全役職員一丸となって取り組んでいきます。

コンプライアンス基本方針

1. 公共的使命
当組合は、公共的使命を常に認識し、健全な業務運営を通じて、社会からの信頼の確保に努める。
2. 質の高い金融サービスの提供
当組合は、創意と工夫を活かし、お客様のニーズに応えるとともに、セキュリティ・レベルにも十分配慮した質の高い金融サービスの提供を通じて、地域社会の発展に貢献する。
3. 法令等の厳格な遵守
当組合は、法令やルールを厳格に遵守するとともに、社会規範に従い、誠実かつ公正な組織運営を遂行する。
4. 社会とのコミュニケーション
当組合は、経営等の情報を積極的かつ公正に開示し、透明な経営に努め、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 職員の人権の尊重等
当組合は、役職員の人格と個性を尊重するとともに、快適で働きやすい職場環境を確立する。
6. 環境問題への取組み
当組合は、環境問題を考慮した資源の効率的な利用や廃棄物の削減に努める。
7. 社会貢献活動への取組み
当組合は、地域社会の中においてこそ存続・発展しうる存在であると自覚し、地域社会とともに歩み、積極的に社会への貢献活動に取り組む。
8. 反社会的勢力との対決
当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもってこれを排除する。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

■苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

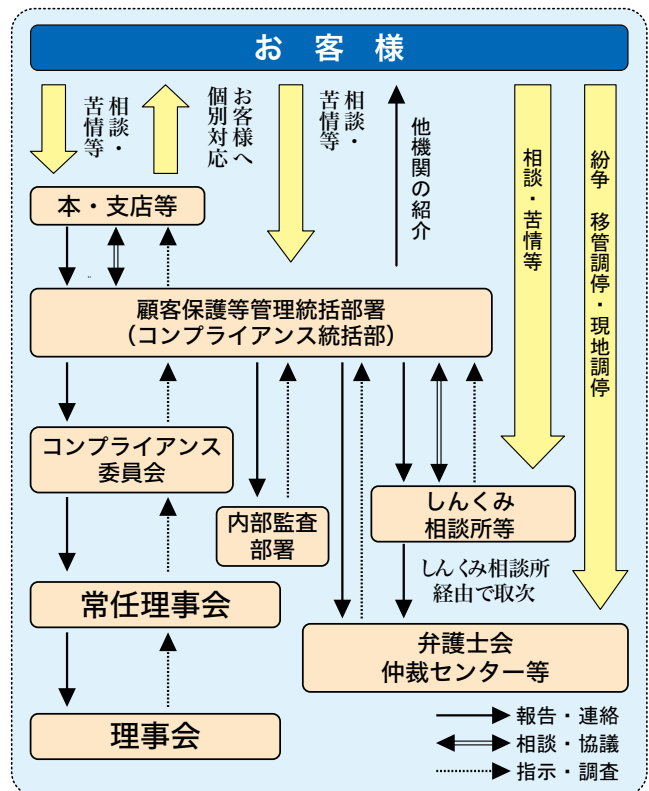
窓 口：ハナ信用組合コンプライアンス統括部
 電話番号：03-3356-1462
 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く）
 受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。
 ホームページアドレス <http://www.hanashinkumi.com>

■紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、
 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、
 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で、
 紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、ハナ信用組合コンプライアンス統括部または下記窓口までお申し出ください。また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。
 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。
 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

窓 口：一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
 住 所：〒104-0031
 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）
 電話番号：03-3567-2456
 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く）
 受付時間：午前9時～午後5時



地域貢献

○地域貢献に対する経営姿勢

当組合は、地域の同胞・組合員の皆様の事業の育成・発展や豊かな暮らしづくりなどに必要とされる資金の円滑な供給と金融サービスの提供が第一の使命であると考えています。

また、地域の金融機関として当組合の経営資源を活用し、同胞社会をはじめ地域社会の生活の質や文化向上に貢献できるよう努めております。

○預金を通じた地域貢献

組合員をはじめとするお客様の着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、目的や期間に応じた各種預金商品を取り揃えております。

○融資を通じた地域貢献

①貸出状況

事業者	運転資金	32,326百万円	設備資金	48,093百万円
個人	住宅ローン	4,949百万円	消費者ローン	590百万円

②新規創業者支援ローンの取扱状況

新規創業者支援ローン「ウンウォン」 142件 855百万円

③地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は、東京都や神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県の中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されており、平成23年度は46件422百万円のご利用をいただいております。

④在日本朝鮮商工会推薦融資の取扱状況

平成23年度は41件59百万円のご利用をいただいております。

○地域サービスの充実

①キャッシュカードの利便性の向上

- ・ATMを本店営業部、上野支店、横浜支店に各1台、朝鮮大学校内に2台設置しています。
- ・セブン銀行とのATM提携により、全国のセブン-イレブン、イトーヨーカドー等に設置されたセブン銀行ATMが24時間利用でき時間帯により手数料が無料で利用できます。
- ・ゆうちょ銀行とのATM提携により、全国の郵便局に設置されているATMでお取引できます。
- ・第二地銀・信用金庫・労働金庫および信用組合の業態間でのATMの相互入金サービスを実施しております。
- ・イオン銀行とのATM提携により、全国のイオン・マックスバリュに設置されているATMでお取引ができます。
- ・全国の提携信用組合に設置されているATM・CDの指定時間内（平日8：45～18：00）のご利用手数料が無料となる「しんくみお得ねっと」サービスに加盟し、同サービスを行っております。
- ・当組合の普通預金またはローンカードのご利用に伴うATM手数料をそれぞれ月5回までキャッシュバックしております。
- ・お客様の大切な預金を守るため、偽造や不正な読み取りが困難なICチップを搭載したICキャッシュカードの取扱いを行っています。なお、発行手数料、既存カードからの切替手数料は無料です。
- ・偽造・盗難キャッシュカードや盗難通帳による不正な引出しに対する被害の補償を実施しております。

②ネットバンキングサービス

インターネット・モバイルバンキングの取扱いを行っており、当組合のホームページから簡単にアクセスでき、不正利用防止対策として「ソフトウェアキーボード方式」等を導入しています。ご利用手数料は無料です。また、月3回までの振込手数料をキャッシュバックしております。

また、インターネット・モバイルバンキングによる預金等の不正な払戻しにより、個人のお客様が被害に遭われた場合には、お客さまに重大な過失がある場合を除き補償を行うことといたしました。

当組合ホームページからのご意見、ご要望等も受け付けておりますのでどうぞご利用ください。

○取引先への支援状況等

平成23年度は、地域密着型金融の取り組みとして、要注意先、破綻懸念先から28グループ39先を対象として債権の健全化（経営改善支援）に取り組みました。

○文化的・社会的貢献に関する活動

①地域同胞社会の拠点である1都8県の朝鮮学校の行事運営に積極的な各種支援活動を行いました。また、初級学校、幼稚園の新入生全員に記念品（学習文具品）を贈呈しました。

池袋支店、千葉支店では、管轄地域内学校である朝鮮学校（小学6年生、中学3年生）の学生対し一日体験課外授業を開催しました。

②ゴルフコンペ、フットサル等の各種スポーツイベントへの協力など地域のスポーツ振興に貢献しました。

③各地域の後援会主催による研修会を開催しました。



金融円滑化の取組み

○貸付条件の変更等の申込みに対する方針

I. 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付に係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

II. 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付に係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

III. 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2) 融資部において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況の把握等を行います。また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 融資部において、貸付条件の変更等をしたお客さまの進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の推進状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

IV. 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（日本政策金融公庫、商工組合中央金庫）、信用保証協会、住宅支援機構、企業再生支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

V. お客様への説明態勢の充実について

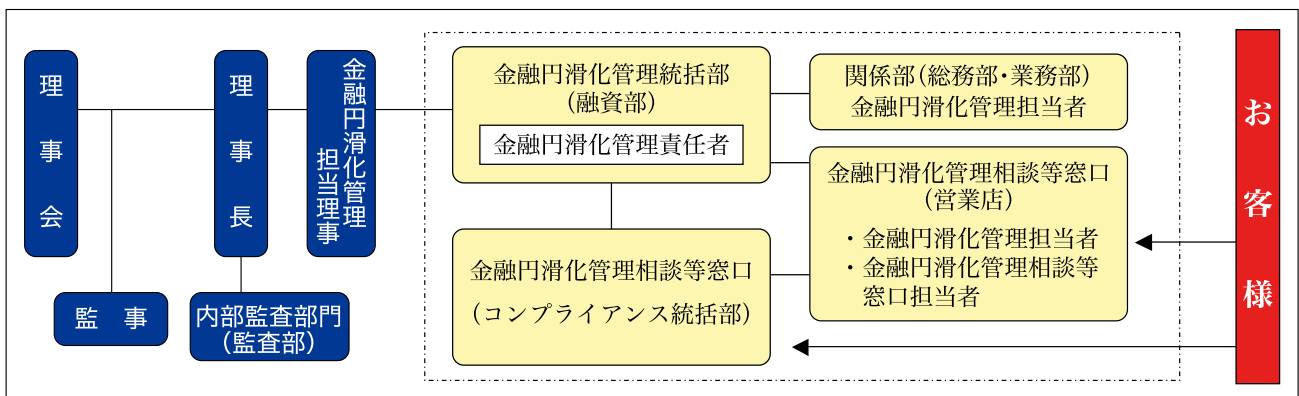
当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産、収入の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。

また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

VI. 貸付条件の変更等の実施状況の公表について

当組合は、中小企業等金融円滑化法に基づき、貸付条件の変更等の申込み、実行等の実施状況（累積件数・累積金額）を半期（9月末・3月末）毎に、それぞれの期末より45日以内に開示します。

○金融円滑化管理態勢に係る組織体制図



○中小企業金融円滑化法に基づく措置の実施状況（平成21年12月4日～平成24年3月31日）

（単位：件、百万円）

	件数	金額
①債務者が中小企業者である場合 貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権	666	40,587
②債務者が住宅資金借入者である場合 貸付の条件の変更等の申込を受けた貸付債権	44	506

種 類	組 員	非組員				
		口座振替のもの	現金扱いのもの			
振込手数料	窓口・渉外受付	同一店内宛のもの	3万円未満	無 料	105円	
			3万円以上	無 料	210円	
		本支店宛のもの	3万円未満	無 料	105円	210円
			3万円以上	無 料	210円	420円
		他行宛のもの	3万円未満	525円	525円	525円
			3万円以上	525円	735円	735円
	ATM	同一店内宛のもの	3万円未満	無 料	無 料	
			3万円以上	無 料	無 料	
		本支店宛のもの	3万円未満	無 料	105円	210円
			3万円以上	無 料	210円	420円
		他行宛のもの	3万円未満	420円	420円	525円
			3万円以上	420円	525円	525円
インターネット・モバイルバンキング	同一店内宛のもの	3万円未満	無 料	無 料		
		3万円以上	無 料	無 料		
	本支店宛のもの	3万円未満	無 料	105円	210円	
		3万円以上	無 料	210円	420円	
	他行宛のもの	3万円未満	210円	420円	525円	
		3万円以上	315円	525円	525円	
代金取立手数料 1通につき ※割引・担保手形を含みます。	同一交換所	当組合本支店宛	無 料	210円		
		同一交換所以外	普通扱い	630円		
			至急扱い	840円		
その他の為替手数料	振込組戻料	1件につき	630円			
	取立手形組戻料	1通につき	630円			
	不渡手形返却料	1通につき	630円			
当座預金関係手数料	小切手	1冊(50枚)	525円			
	約束手形	1冊(50枚)	630円			
	為替手形	1枚につき	315円			
	自己宛小切手	1枚につき	315円			
	マル専口座開設(割賦販売通知書1通)		3,150円			
	マル専手形	1枚につき	315円			
各種証明書等発行手数料	残高証明書	1件につき	210円			
	残高証明書(監査法人用)	1件につき	1,050円			
	取引履歴	1枚につき	105円			
	個人情報開示	1回	525円			
再発行手数料	各種カード(ローン・ネットバンキング含む)		1,050円			
	通帳・証書・証券	1通(冊)につき	525円			
両替手数料 (1件あたりの紙幣・硬貨合計枚数)	従量制	1枚~500枚	無 料	105円*		
		501枚~1,000枚		315円		
		1,001枚以上		1,000枚ごとに315円加算いたします。		
	窓口両替・金種指定払戻	*両替手数料については、定期性預金のお取引がある方は組合員扱いになります。 ・汚損した現金の交換、記念硬貨の交換、旧紙幣から新紙幣への交換は無料です。 ・枚数は、ご持参の金種枚数またはお持帰りの金種枚数のいずれが多い方を基準といたします。 ・渉外訪問時の両替等についても対象となります。 ・両替金種や枚数によっては両替をいたしかねる場合があります。 ・1ヵ月に2,000枚を超える場合は、1ヵ月の累計枚数にて手数料をいただきます。 ・定期的な払戻で且つ1ヵ月に2,000枚を超える場合は、1ヵ月の累計枚数にて手数料をいただきます。				
月額定額制	・月間の両替枚数・両替回数により個別対応とさせていただきます。 ・月額払いで、両替枚数・回数にかかわらず一定枚数まで一定額といたします。					
融 資 関 係		金 額				
全額繰上げ返済	融資後3年以内	1件につき	3,150円			
	融資後3年超5年以内	1件につき	2,100円			
	融資後5年超7年以内	1件につき	1,050円			
	融資後7年超	1件につき	無 料			
一部繰上げ返済 その他条件変更(利率・期日・返済方法等)		1件につき 1件につき	3,150円 3,150円			
注：融資残高10万円以下は無料です。代理貸付は窓口へお問い合わせください。						
*上記手数料には、5%の消費税等が含まれています。						

その他

トピックス

◎各地域イベント



「ハナ本店会」特別講演会(2012.6.27)



埼玉北部地域「フットサル大会」(2012.4.7)



「亀戸会」定期総会及び屋形船懇親会
(2011.11.8)



神奈川地域「次世代会」主催世界チャンピオン特別対談(2011.11.8)



組合創立10周年記念「東京地域ゴルフコンペ」(2012.6.1)

◎組合行事



2012年度入組式(2012.4.1)



融資担当者研修会(2012.6.30)



民族金融機関7信組による「第2回全国青年会サッカー大会」にて優勝(2012.5.19)

ハナ2012年『チャレンジキャンペーン』実施中!

■預金・融資商品のラインナップ

ハナのスーパー定期

HANASHINKUMI
**定期預金
プレミアム**
TEIKI YOKIN PREMIUM

限定
20億円

1年物定期 **0.3%** (0.24%)
2年物定期 **0.5%** (0.40%)

商品概要
基本商品 スーパー定期(一般) 預入金額 10万円以上1,000万円以内
預入条件 新築に契約を結ばせていただきます ※お祝い付録 個人・法人
預入期間 1年・2年物(2年物は中利払い方式) ※自動継続はありません。

※2013年1月1日以後にお支払いする利息にかかる所得税額には、さらに復興特別所得税(0.315%)が課税されます。
本商品は、預金保険制度(元本1,000万円までとその利息)の対象預金です。
詳しくは、窓口または担当までおたずねください。

ハナ信用組合は、これらもお客様から愛され信頼される“マイバンク”を目指します。

ハナ信用組合
ホームページ www.hanashinkumi.com

特典
ご契約の方にはもちろん
野菜サラダのたれ 2本
特製炊飯のたれ 2本
プレゼントいたします。

HANASHINKUMI
**プレミアム
定期積金**
PREMIUM TEIKI TSUKKIN

【お祝い・期間】
2012年 4月 2日(月) -
2012年 10月 31日(水)

目標額100万円 のご契約期間別お祝い金

ご契約期間	毎月のお祝い金	総引当金累計額
5年(60ヶ月)	17,000円	1,023,111円
4年(48ヶ月)	21,000円	1,010,470円
3年(36ヶ月)	28,000円	1,000,866円

総引当金 **100万円**

本商品は、預金保険制度(元本1,000万円までとその利息)の対象預金です。
ハナ信用組合は、これらもお客様から愛され信頼される“マイバンク”を目指します。

ハナ信用組合
ホームページ www.hanashinkumi.com

ハナ信用組合の **新規創業者**
支援ローン
“ウンウオン” (応援)

2013年3月29日ご契約分まで

■融資利率 **固定金利**

3年以内	年3.5%
5年以内	年3.7%
10年以内	年3.9%

■資金使途
1. 新規創業の為に必要とする設備・運転資金
2. 新店舗拡大に必要とする設備・運転資金

■融資金額
100万円以上3,000万円以内

■融資期間
10年以内(運転資金の場合は5年以内)

※審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。
詳しくは、窓口または担当までおたずねください。

ハナ信用組合は、これらもお客様から愛され信頼される“マイバンク”を目指します。

ハナ信用組合
(ホームページ) www.hanashinkumi.com

お気軽にご相談ください!

住宅ローン

手数料不償
※住宅ローンは、信用保証会社の保証は必要ありません。
※住宅ローンは、融資実行の額にかかる手数料はかかりません。

2012年4月 現在の
店頭表示金利

3年固定金利特約型
年 **2.35%**

5年固定金利特約型
年 **2.55%**

10年固定金利特約型
年 **2.80%**

変動金利型
年 **2.80%**

※表示金利は住宅ローンをお借り入れいただく場合の適用金利であり、金利は毎月見直しを行います。また、お申し込み時点ではなく実際に借り入れた日(借入日)の適用金利が適用されます。

お申し込みの流れ(※) (お借入申込書提出) 審査 (ご借入) (ご返済) (ご返済金入金) この時点での金利が適用されます。

※(ご注意ください)
*表示金利は住宅ローンをお借り入れいただく場合の適用金利であり、金利は毎月見直しを行います。また、お申し込み時点ではなく実際に借り入れた日(借入日)の適用金利が適用されます。

ハナ信用組合
(ホームページ) www.hanashinkumi.com
詳しくは、窓口または担当までおたずねください。

店舗一覧（事業所の名称・所在地）

（自動機器設置状況）

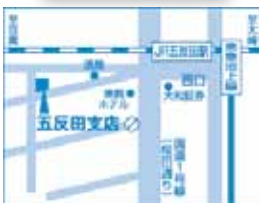
店舗名	所在地	電話番号	ATM
本店営業部	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-29-10	03-3356-4141	1台
五反田支店	〒141-0031 東京都品川区西五反田2-5-12	03-3492-1075	—
上野支店	〒110-0015 東京都台東区東上野2-11-5	03-3834-6411	1台
立川支店	〒190-0022 東京都立川市錦町3-2-24	042-524-0471	—
亀戸支店	〒136-0071 東京都江東区亀戸6-11-4	03-3682-2251	—
池袋支店	〒171-0021 東京都豊島区西池袋3-31-3	03-3982-8111	—
足立支店	〒123-0853 東京都足立区本木2-32-10	03-3880-0121	—
松本支店	〒390-0812 長野県松本市県1-8-1	0263-32-8115	—
新潟支店	〒950-0086 新潟県新潟市中央区花園2-1-10	025-245-5311	—
千葉支店	〒260-0016 千葉県千葉市中央区栄町4-14	043-227-8636	—
船橋支店	〒273-0011 千葉県船橋市湊町3-11-7	047-435-6011	—
川崎支店	〒210-0851 神奈川県川崎市川崎区浜町1-7-1	044-322-5381	—
大和支店	〒242-0021 神奈川県大和市中央2-3-16	046-262-0111	—
横浜支店	〒231-0043 神奈川県横浜市中区福富町仲通40	045-261-0111	1台
水戸支店	〒310-0031 茨城県水戸市大工町2-2-14	029-231-6281	—
宇都宮支店	〒320-0804 栃木県宇都宮市二荒町5-6	028-633-7111	—
前橋支店	〒371-0836 群馬県前橋市江田町110-1	027-253-7511	—
埼玉支店	〒330-0843 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町4-4	048-650-8011	—
熊谷支店	〒360-0032 埼玉県熊谷市銀座3-34	048-521-2017	—

※店舗外自動機器設置状況 ATM2台

本店営業部



五反田支店



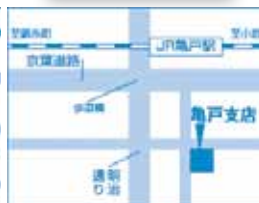
上野支店



立川支店



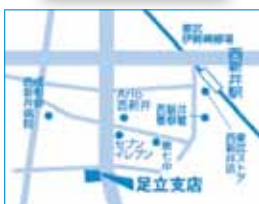
亀戸支店



池袋支店



足立支店



松本支店



新潟支店



千葉支店



船橋支店



川崎支店



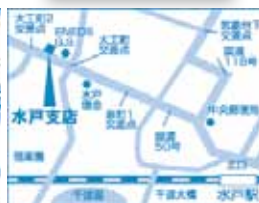
大和支店



横浜支店



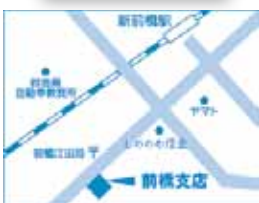
水戸支店



宇都宮支店



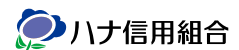
前橋支店



埼玉支店



熊谷支店



本部
 ☎ 03(3356)4131
 FAX 03(3354)8061

その他

ハナ信用組合

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-29-10
電話 03 (3356) 4131 FAX 03 (3354) 8061
<http://www.hanashinkumi.com>